

福井県青少年愛護審議会（全体会）議事録

1 開催日時

令和元年11月1日（金）午後3時30分～午後5時

2 開催場所

福井県警察本部葵分庁舎 2階 第2会議室

3 出席者

(1) 委員 16人

安彦智史委員、伊井彌州雄委員、戎利光委員、近藤修委員、酒井美樹男委員、坂野洋一委員、佐々木英江委員、佐々木雅代委員、清水祥三委員、土橋雅実委員、中西美和子委員、中橋征子委員、橋本登茂江委員、藤井真津美委員、山崎暢子委員、和多田裕委員

（欠席 小西出則子委員、砂村洋子委員、松田実委員、見谷智恵委員）

(2) 幹事 4人

油谷泉幹事（代理）、北川登幹事、谷口敏英幹事、山本晃市幹事（代理）

(3) 事務局 5人

川野副部長（県民安全）、金谷県民安全課長、ほか課員3人

4 報告内容

(1) 審議会（部会）報告

6月・8月審議会（部会）の報告

事務局から、6月開催の審議会における優良図書10冊に係る諮問・推奨と8月開催の審議会における優良図書9冊に係る諮問・推奨についての報告がなされ、了承された。続いて、4月における有害興行8作品の緊急指定、5月における有害興行4作品、有害図書等10冊の緊急指定、6月における有害興行9作品の緊急指定、有害図書等10冊の諮問・指定、7月における有害興行7作品、有害図書等10冊の緊急指定、8月における有害興行10作品の緊急指定、有害図書等10冊の諮問・指定についての報告がなされ、了承された。また、4月におけるビデオ等の包括指定1,340作品（3月分）、5月におけ

るビデオ等の包括指定 1, 163 作品 (4 月分)、6 月におけるビデオ等の包括指定 1, 313 作品 (5 月分)、7 月におけるビデオ等の包括指定 1, 061 作品 (6 月分) についての報告がなされ、了承された。

(2) 有害図書等の緊急指定に係る報告 (福井県青少年愛護条例第 48 条第 2 項)

ア 有害興行の指定に係る報告

事務局から、9 月に有害興行として緊急指定した映画 4 作品について、指定経緯および指定理由についての報告がなされ、了承された。

(3) ビデオ等の包括指定に係る報告

事務局から、9 月に有害図書等として包括指定したビデオ等 1, 966 作品 (7 月分)、および 1, 427 作品 (8 月分) について、指定経緯および指定理由について報告がなされ、了承された。

5 審議内容

図書等の推奨・指定にかかる諮問 (福井県青少年愛護条例第 48 条第 1 項第 2 号)

ア 優良図書の推奨に係る諮問

知事から優良図書等の推奨に関して諮問を受けた図書 10 冊について、各委員に回覧するとともに、事前審査を行った委員による事前審査の補足説明を行ったところ、10 冊をいずれも優良図書等として推奨することが適当との意見を得た。また、新聞に表紙がカラーで掲載される 1 冊を決定した。

イ 有害興行の指定に係る諮問

知事から有害興行の指定に関して諮問を受けた映画 3 作品について、事務局から指定理由等を説明し、審議したところ、いずれも有害興行として指定することが適当との意見を得た。

ウ 有害図書等の指定に係る諮問

知事から有害図書等の指定に関して諮問を受けた図書 10 冊について、事務局から指定理由等を説明し、図書を各委員に回覧したところ、いずれも有害図書等として指定することが適当との意見を得た。

6 意見交換

○有害図書指定の今後の対応（案）について

- ・事務局から、有害図書指定の今後の対応について、性的感情を刺激するもの以外の図書（粗暴性等を誘発助長するもの）については、近隣で個別指定を行っている県はなく、また県内書店等での販売数も少数であることから、現段階では個別指定する状況にない。このため、当面、県内での販売状況を注視し、近隣県での個別指定の状況等も踏まえて対応したいとの説明があった。
- ・さらに事務局から、青少年がネットを通じて有害サイトへアクセスすることが容易になっていることへの対応について、今後、保護者への研修会や青少年自身への出前講座を実施するとともに、フィルタリングの利用向上のため、保護者向け啓発物の配付やフィルタリングの設定状況について事業者の聞き取り調査などを行っていくとの説明があった。
- ・委員から、有害図書指定の今後の対応については、事務局案のとおり進めていくことに異論はないとの意見があり、了承された。なお、委員から出された主な意見は次のとおり。
- ・昔ならば嫌悪されていた、暴力的な内容を含んだ映画が、現代では受け入れられるようになるなど、社会全体が変わってきている。このような不安な現状に対し、情報を共有しながら、社会へメッセージを発信していく必要がある。
- ・ネット上の有害な広告の規制については、業者側で取り締まる以外に方法はないが、一方で年齢に応じて青少年に知識をつけてもらうことも必要である。
- ・SNSを利用したい学生は、自分でフィルタリングを外してしまうため、SNSを利用している限り自画撮り被害等の犯罪被害はなくならないと思う。また、ネットで得た情報から、風邪薬を規定量を超えて使用し、薬物使用のような感覚を疑似体験したという話を学生から聞いたこともある。現状では、大人が子どもを指導していくだけの取組みや、フィルタリングで規制するだけでは限界がある。これからは、子どもや家庭の自立を促し、子どもたちのインターネットを含めたセルフコントロール力を高めることが重要であり、子どもたちのネット上の危険に対する理解度をいかに高めていくかを考えていくことが大切である。
- ・有害情報を子どもに見せず、隠すというやり方だけでは成り立たない時代である。子どもが社会から自分の存在を認められながら育ち、社会が子どもの抱える寂しさを受け止められるようになっていくことが重要である。

- ・最近では家に固定電話のない家も多く、また、親は、忙しい時にフィルタリングのかかかっていない自分の携帯端末を子どもに渡して遊ばせていることがあるが、将来その子どもたちの端末にフィルタリングをかけると、これまでできていたことが出来なくなるため、今後、そうした子どもたちのネット利用への対応が必要になると思う。
- ・ネットの研修会については、青少年が直接ネットの怖さを体験できるような研修会になるとよい。あらかじめ危ないということを疑似体験していれば、自分の身のこなし方がわかるのではないか。また、保護者向けの研修会については、幼児の保護者も対象にしてほしい。